

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスの充実を、経営の効率化及び健全性、透明性を向上させ、同時に株主、顧客、取引先、従業員などのステークホルダーの利益を重視した経営を行うために重要な要件であると位置付け、取締役会及び監査等委員会等の機能を十分に発揮させることにより、適正かつ効果的なコーポレートガバナンスが実施できる体制の構築を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、事業上の重要性や取引関係の維持、強化、連携等を通じ当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合、その株式は保有していく方針といたします。

保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、縮減を図ります。

取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、保有することによるリスクと取引関係の維持・強化・連携等を通じて得られる利益等を総合的に勘察し、中長期的な観点から政策保有株式を保有することの合理性を検証し、保有を維持するか縮減するかを決定します。

また、政策保有株式に係る議決権の行使については、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に行使します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社が、当社役員や当社役員が実質的に支配する法人、または主要株主等と取引を行う場合には、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとし、承認された取引についてはその結果を報告することとしています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金制度を採用しており、企業年金の管理・運用に関してはスチュワードシップ活動の受け入れを表明している複数の運用機関に委託しています。なお、年金資産の運用における投資先の選定やその議決権の行使については、委託先運用機関の判断基準に従っており、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。また、企業年金の適切な管理を図るため、総務人事部門内に担当者を配置し、社外研修の受講などにより資質の向上に努めるとともに、運用の健全性について委託先運用機関から定期的に報告を受け、経理財務部などの関連部門においても適宜モニタリングを行い、運用状況を確認しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、中期経営計画を策定し、その中で経営理念、経営計画等を開示しております。詳細は当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、各取締役の役割と責任に応じた報酬とし、また当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役のインセンティブを高める報酬体系としています。これにより取締役の報酬は、基本報酬と短期インセンティブ報酬として当該事業年度の業績に連動した役員賞与によって構成し、また中長期的なインセンティブ報酬として機能するようストックオプションによる報酬も組み入れております。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

取締役の報酬決定にあたっては、その透明性と客観性を高めるため、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において審議を行い、その答申を受けて、取締役会の決議により決定いたします。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者については、取締役がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力・専門性等を全体としてバランスよく備え、取締役会の多様性と適正規模を両立させる形で構成されるようにします。

取締役のうち、独立社外取締役候補者については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように、社外役員の独立性に関する基準を満たし、求められる役割・責務を果たすことができる者が適切な員数(1/3以上)となるように配慮するものとします。またその中には、経営経験を有する者を含むものとします。

監査等委員である取締役候補者については、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、監査等委員会の多様性を実現できる者を選任するものとします。また監査等委員である取締役候補者については、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むものとします。

取締役候補者、代表取締役および役付取締役の指名については、その透明性と客観性を高めるため、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において審議を行い、その答申を受けて、取締役会の決議により決定いたします。なお、監査等委員である取締役候補者については、事前

に監査等委員会の同意を得るものとします。

取締役、代表取締役、役付取締役に、法令・定款に違反する行為があったとき、その他当社の企業価値を毀損するような不適格と認められる相当な理由が生じたときは、指名・報酬委員会で解任・解職について審議するものとします。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役の選任理由は「株主総会招集通知」の参考書類に記載しております。

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4 - 1(1)経営陣に対する委任の範囲の概要)

法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、「取締役会規程」において定めるほか、「職務権限規程」「決裁権限一覧表」を制定し、経営陣等へ委任する業務執行範囲を明確化しております。なお、意思決定の迅速化による経営の効率性の向上と責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入しております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、独立社外取締役を4名選任しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書「1. 機関構成・組織運営等に係る事項(独立役員関係)」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則4 - 11 . 取締役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4 - 11(1) . 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社では、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できるよう、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内の適切な人数で構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力、専門性等のバランス、多様性が確保されるように配慮するものとします。

取締役のうち、独立社外取締役については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように、社外役員の独立性に関する基準を満たし、求められる役割・責務を果たすことができる者が適切な員数(1/3以上)となるように配慮するものとします。また社外取締役の候補者については、経営経験を有する者を含むものとします。

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名であり、うち2名は独立性のある社外取締役で、異なる事業分野における企業経営者です。また監査等委員である取締役は3名であり、うち2名は独立性のある社外取締役で、それぞれ財務・会計、法務分野における専門的な知見を有しております。

多様性の面では、ジェンダーに関して、現在女性の取締役2名が選任され、国際性の面では国際経験豊富な取締役が選任されています。

(補充原則4 - 11(2) . 取締役の兼任の状況)

当社の取締役の兼任状況は、「株主総会招集通知」、「有価証券報告書」において開示しております。

(補充原則4 - 11(3) . 取締役会の実効性についての分析・評価)

(1)評価の方法

取締役および監査役に対して、取締役会の実効性に関して段階評価およびコメントを記載する方式の質問票を配布し、その結果をもとに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。

(2)評価結果の概要

当社の取締役会は、実効性を高めるため更なる改善が必要との評価となりました。評価を通じ、取締役会の実効性をより高めるため、取締役会の構成や中長期的な経営戦略等の議論の充実、後継者育成プロセスの監督の充実について更なる取り組みの強化を課題として認識しました。

(3)今後の対応

当社取締役会は、上記評価結果を踏まえ、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させるとともに、取締役会における重要な業務執行の決定権限の一部を取締役に委任することにより、意思決定の効率化を図り、経営の効率性を高めることで、取締役会の実効性の向上をより一層進めるため、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

今後も取締役会での議論の活性化、充実に向け、引き続き検討を続け、更なる取締役会の実効性の確保に努めてまいります。

【原則4 - 14 . 取締役のトレーニング】

(補充原則4 - 14(2) . 取締役に対するトレーニングの方針)

取締役会は、取締役が期待される役割・責務を適切に果たすため、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることを奨励し、このためのトレーニング機会の提供や斡旋、必要な費用の支援を行います。また、社外取締役については、当社事業をより深く理解するための事業内容の説明や意見交換の場を設けることとしております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家等との建設的な対話を促進いたします。

(1)ディスクロージャー・ポリシーに基づき、当社のIRに関するスポークスパーソンは、社長、経理担当取締役、情報開示責任者(総務人事担当取締役)、IR担当者としています。

(2)IR担当部署である総務人事課は、経理財務課と適切に協働し、また関連部署と連携のうえIR活動を推進し、経営陣による株主・投資家等との対話をサポートします。

(3)IR活動として、沈黙期間を除く株主・投資家との個別面談や電話会議、アナリスト・投資家向け決算説明会(期末・第2四半期の決算発表後)、個人投資家向け会社説明会等を行うほか、ホームページ、ディスクロージャー資料等さまざまな形で、より分かりやすい情報発信を行い、株主・投資家等との対話の促進を図ります。

(4)対話を通じて把握した意見・要望等については、必要に応じて経営陣および関連部門へフィードバックし、情報の共有を図ります。

(5)インサイダー情報については、インサイダー取引防止規程に基づき適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
和島興産株式会社	3,001,100	8.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,538,400	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,452,400	4.21
株式会社紀陽銀行	1,387,700	4.02
島 正博	1,070,000	3.10
島 三博	1,061,600	3.08
株式会社三菱UFJ銀行	880,000	2.55
合同会社和光	780,000	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	647,700	1.88
梅田 千景	632,700	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。
割合については、当社が保有する自己株式1,288,926株を控除し、計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
一柳 良雄	他の会社の出身者													
残間 里江子	他の会社の出身者													
新川 大祐	公認会計士													
野村 祥子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

一柳 良雄				一柳良雄氏は、経済、産業政策等の分野における豊富な経験とともに企業経営者としての経営全般にわたる幅広い見識、経験を有しており、経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただいております。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、役員への指名・報酬に係る監督を行っております。これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために、社外取締役として選任しております。また、上記役員の属性aからkのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
残間 里江子				残間里江子氏は、プロデューサーとしてイベントの企画やPR・広報戦略における豊富な経験を有するとともに、企業経営者としての経営全般にわたる幅広い見識、経験を有しております。また、経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただいております。さらに、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、役員への指名・報酬に係る監督を行っております。これらのことから、当社グループが持続的な企業価値向上の実現のために、社外取締役として選任しております。また、上記役員の属性aからkのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
新川 大祐				新川大祐氏は、人格、識見に優れるとともに、公認会計士・税理士として豊富な経験を有しており、2012年より当社監査役として、経理・税務的な観点から、業務執行の監査を適切に遂行していただいております。これらのことから、業務執行に対する独立した立場から当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただける監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、上記役員の属性aからkのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
野村 祥子				野村祥子氏は、人格、識見に優れるとともに、弁護士として豊富な経験を有しており、2015年より当社監査役として、法務的な観点から、業務執行の監査を適切に遂行していただいております。これらのことから、業務執行に対する独立した立場から当社経営の健全性および透明性の確保に貢献いただける監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、上記役員の属性aからkのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の要請により、内部監査室が監査等委員会の職務の補助を行うものとしています。監査等委員会が求めた職務に関しては、内部監査室は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮・命令を受けないものとし、監査等委員会の指示に従うものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である社外取締役に対しては、監査等委員会において常勤の監査等委員が社内の重要会議等への出席や内部監査室による監査の実施状況等日々の監査活動を通じて得た情報や所見の報告を通じて情報の共有を図るとともに、必要に応じ、内部監査室がサポートする体制としております。

監査等委員会と会計監査人との間では、監査計画の確認を行い、定期的に当社および連結子会社の監査結果の報告を受け、必要に応じて報告を求めるなど、相互に情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性および効率性の向上に努めます。またその会議には内部監査室も参加し、情報の共有を図ります。

常勤の監査等委員と内部監査室は毎月1回定期的に合同会議を実施し、内部監査室が作成した内部監査報告について監査等委員が聴取することや、監査等委員会、内部監査室とも、お互いの意見・要望を監査業務に反映させます。

また、内部統制システム推進本部は、監査等委員や関連部門が参加する会議を行い、主として財務報告に係る内部統制について会計監査人と連携して、その整備および運用を行います。

このように、当社では監査等委員会による監督または監査、監査等委員会及び内部監査室、会計監査人が緊密に連携することにより、適確かつ充分なガバナンスを総合的に運用できる体制の構築を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社では、社外取締役を委員長とし、委員の半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、指名、報酬にかかる透明性及び客観性を確保することとしております。

指名・報酬委員会では役員を選任・解任等に係る基本方針や人事案、後継者計画案、取締役の報酬の基本方針や報酬案等を審議し、取締役会に答申します。

当連結会計年度において、指名・報酬委員会は5回開催いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員が、当社からの独立性が高いと判断するためには、以下のいずれの要件をも満たすものとする。

1. 現在および過去10年間に於いて、当社および当社の関係会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)でないこと。

2. 現在および過去3年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと。

(1) 当社グループを主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者

(2) 当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者

(3) 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者

(4) 当社グループが大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有)となっている者の業務執行者

(5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)

(6) 当社グループから多額の金銭その他の財産(注4)による寄付を受けている者またはその業務執行者

- (7) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
 (8) 上記(1)から(7)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 (9) 当社グループの取締役(社外取締役を除く)および部門責任者等の重要な業務を執行する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。
 (注)1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。
 (注)2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引額が年間100百万円またはその連結売上高の2%のいずれかを超える者をいう。
 (注)3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループとの取引額が年間100百万円または当社グループの連結売上高の2%のいずれかを超える者、当社グループの連結総資産額の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。
 (注)4 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は年間100百万円、団体の場合はその年間売上高の2%を超えることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬につきましては、取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く。)の報酬をより一層業績に連動させインセンティブを高める体系とするため基本報酬とは別枠にて当該連結事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内の業績連動型の変動報酬枠を設けております。

また、株主の皆様との価値の共有、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして機能するよう、株式報酬型ストックオプション制度を導入して

おります(監査等委員である取締役、社外取締役を除く。)

これらの取締役の報酬の決定にあたっては、その透明性と客観性を確保するため、社外取締役を委員長とし、委員の半数以上を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会において審議を行い、その答申を受けて、取締役会の決議により決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

株主の皆様との価値の共有、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして機能するよう、当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役を除く。)及び執行役員を対象に株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第59期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の役員報酬

取締役9名151百万円(うち社外取締役2名17百万円)

監査役4名39百万円(うち社外監査役2名13百万円)

(注)

1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、株式報酬型ストックオプションとして取締役5名に付与した新株予約権に係る費用計上額(4百万円)を含んでおります。
3. 当事業年度における厳しい事業実績に対する経営責任を明確にするため、2019年6月から2020年3月の期間、役員報酬の減額(代表取締役は役員報酬月額30%、役付取締役は同20%、取締役は同15%を減額、また監査役については報酬月額の10%を自主返上)を実施いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬体系としては、基本報酬枠(年額300百万円以内、うち社外取締役分年額50百万円以内)と取締役の業績向上に関するインセンティブをより一層高めるため、別枠で当該連結事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内の業績連動型の変動報酬枠(社外取締役を除く。)ならびに中長期的なインセンティブ報酬として機能するようストックオプションによる報酬(年額100百万円以内、社外取締役を除く。)も組み入れております。

報酬決定にあたっては、その透明性と客観性を確保するため、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において審議を行い、その答申を受けて、取締役会の決議により決定いたします。

上記のとおり、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬と業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションで構成され

ています(社外取締役の報酬はその役割に鑑み、基本報酬のみとしています。)。基本報酬は、取締役としての責務、役位等を総合的に勘案して決定される金銭報酬で、外部の調査会社に基づく他社水準も考慮の上、役員ごとの基準額をベースに定めるものとしています。また業績連動報酬は、連結事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内で指名・報酬委員会の定める基準額をもとに、役員別支給割合にて按分計算を行い、各取締役への標準支給額を算定するとともに、指名・報酬委員会において各取締役の業績の評価を行い、その評価を支給額に反映(変動幅:0~150%、標準:100%)して計算します。株式報酬型ストックオプションについては、株主との価値の共有、中長期的なインセンティブ報酬として新株予約権を付与し、取締役の退任時のみ行使可能としています。株式報酬型ストックオプションは、前連結事業年度の各取締役の業績評価に基づき、付与個数を決定します。

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会で承認された範囲内(年額80万円以内)で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等に応じて監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

また、役員に対する退職慰労金制度は、2013年6月27日をもって廃止しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)には、担当の窓口を設け、必要な情報の提供やミーティングのサポート等を行っています。また社外取締役間の情報交換も図っています。

監査等委員である社外取締役に対しては、監査等委員会において常勤の監査等委員が社内の重要会議等への出席や内部監査室による監査の実施状況等日々の監査活動を通じて得た情報や所見の報告を通じて情報の共有化を図るとともに、必要に応じ、内部監査室がサポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させるとともに、取締役会における重要な業務執行の決定権限の一部を取締役に委任することにより、意思決定の迅速化を図り、経営の効率性を高めることを目的として、2020年6月25日開催の第59回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社の取締役会は、社外取締役4名を含め11名で構成しております。取締役会は、原則として毎月1回以上、必要に応じて随時、機動的に開催し、法令で定められた事項及び経営上の重要な事項の審議や経営方針を決定するとともに、業務執行を監督しています。

また当社では、執行役員制度を導入しており、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の責任の明確化を図っております。執行役員は取締役5名を含め9名であります。

さらに当社では、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、指名、報酬にかかる透明性と客観性の確保を図っています。指名・報酬委員会では、役員の選任・解任等に係る基本方針や人事案、後継者計画案、取締役の報酬の基本方針や報酬案等を審議し、取締役会に答申します。

その他、全社的に内部統制を推進するため、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会、情報セキュリティ委員会等の各種委員会活動を通じ、ガバナンス体制の強化に努めております。

監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役で構成されています。監査等委員会を補助する内部監査部門との連携を密にし、当社の監査体制を充実させるため、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を1名選定しています。常勤の監査等委員である取締役は、経理財務部門の経験が長く財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査等委員である社外取締役には、法務分野に精通した弁護士と財務および会計に関する相当程度の知見を有する公認会計士・税理士を選任しており、コンプライアンスおよび経理業務全般に対するチェック体制を充実させています。

あわせて、内部統制を強化するため内部監査室(3名)を設置しており、監査計画に基づいた効率的な内部監査を実施し、その状況を代表取締役社長に報告するとともに、適宜各部門にフィードバックしております。監査等委員会とは各々の独立性を重視しながら、定期的な会合を持つことで連携を強め、お互いの意見・要望を監査業務に反映させます。

また当社は会計監査人として大手前監査法人を選任しており、監査等委員会と会計監査人との間では、監査計画の確認を行い、定期的に当社および連結子会社の監査結果の報告を受け、必要に応じて報告を求めるなど、相互に情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性および効率性の向上を図るものとしています。

このように、監査等委員会および内部監査室、会計監査人が緊密に連携することにより、的確かつ十分なガバナンスを総合的に運用できる体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、独立性のある複数の社外取締役による監督機能の充実や執行役員制度の導入、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会の設置など、ガバナンス体制の強化を図っています。また今般の監査等委員会設置会社への移行により、取締役会の監査・監督機能をさらに強化し、適正かつ効果的なコーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制とするため現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、株主総会開催日の概ね3週間程度前に発送しております。また、発送日より3日早く(稼働日ベース)東京証券取引所で、2日早く(稼働日ベース)当社ホームページで公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、集中日を回避する日程で開催する方針としております。
電磁的方法による議決権の行使	2016年度の定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年度の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、国内外の機関投資家の議決権行使環境の向上に取り組んでおります。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および参考書類の部分について英訳を作成し、発送日より1日早く(稼働日ベース)、当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知など株主総会関連資料は当社ホームページに掲載。 定時株主総会の議事運営をビデオ等を用いビジュアル化することにより、出席された株主に理解していただきやすく工夫しております。また、総会終了後、当社をより理解していただくため、工場などを案内する会社見学会を実施しております。 なお、本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため工場見学は取り止めをしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年度におきまして8月と12月(3回)にそれぞれ個人向けに会社説明会を実施し、当社の事業状況と取り組みについて説明を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末・第2四半期決算につきまして、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を東京で開催しております。 なお、2020年3月期決算における説明会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2019年度、海外投資家向けに対しては、証券会社が主催する国内で開催されたカンファレンスに複数参加し、海外投資家との面談機会を確保しました。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、株主の皆様へ、アニュアルレポート、決算説明会資料、招集通知や株主総会関連資料等最新の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては総務人事部と経理財務部が連携しながら対応しており、IR担当役員には取締役経理財務部長を配置し、IR業務につきましては、総務人事部所属の5名で担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	シマセイキグループ行動基準をホームページに掲載しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループでは、人に、地球にやさしい「もの創り」を目指し、「環境配慮型製品」の開発・提供を通じ、グローバル企業としてサステナビリティ(持続可能性)な社会の実現に貢献します。環境保全活動については、太陽光発電設備の導入、そして工場周辺には歩道として会社敷地を提供、街灯の設置等の環境の整備、緑化推進を積極的に行い環境負荷低減につなげています。また、環境に配慮した人に優しい工場を建設し、従業員の働きやすい環境を提供し、生産効率の向上を図っております。当社が設計、製造、及び販売する全ての製品において、係る全ての本社業務に関して、“外部認証機関によるISO14001第三者認証”を取得しています。</p> <p>そのほか女性活躍推進については、女性社員が活躍できる雇用環境の整備を目指して、企業内保育園の開設や研修制度など、全社員が活躍の場を広げられるような環境づくり、人材育成に取り組み、品質の向上、企業価値の向上につなげています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「ディスクロージャー・ポリシー」をホームページに掲載しております。</p>
<p>その他</p>	<p>当社では、人格、識見、能力に優れた有用な人材であれば、性別に関わらず、役員・経営幹部等として積極的に登用する方針です。女性の役員としては、2016年6月開催の定時株主総会においては社外取締役に残間里江子氏が選任され、就任しております。また2020年6月開催の定時株主総会においては、監査等委員である取締役野村祥子氏が選任され、就任しました。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける内部統制システムの構築を、単に法令の遵守にとどまらず、現状の業務全体を見直し強固な企業体質を築くことを通じて、企業理念・目標を実現させるための要件であるとの認識のもと、その取組みを進めております。内部統制の実効性をより高めるため、内部統制システム推進本部を社内を設置するとともに、「内部通報制度(企業倫理ヘルプライン)」を設けております。さらに「内部統制システムの整備に関する基本方針」を2006年5月8日開催の取締役会で決議し、その後法改正や取組みの進捗、機関設計の変更等を加味し適宜内容の見直しを行っております。この方針に基づき、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、グループ全体におけるコンプライアンスの充実をはかるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、全社的な意識向上に取り組んでいます。また、リスクマネジメントにおいては、リスク管理委員会を設置し、全社的に管理すべきリスクを特定、分析のうえ、対応策の検討を行い、リスクを継続的に監視する体制を構築しております。さらに、情報セキュリティ委員会のもと、情報資産の重要性を認識し、その適正な管理を図っています。

なお、取締役会で決議している「内部統制システムの整備に関する基本方針」は次のとおりであります。

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ）取締役および従業員は、「シマセイキグループ行動基準」に基づき、法令・定款ならびに社会規範の遵守を図る。
 - ）コンプライアンス委員会のもと、当社グループ横断的なコンプライアンスの推進を図る。
 - ）法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、通常の報告ルートに加え、グループ会社も対象とする企業倫理ヘルプラインを通じ報告・通報できる体制とする。なお、通報を行った者は通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けないものとする。
 - ）財務報告の信頼性を確保し、適正な財務報告を実現するため、内部統制システム推進本部のもと、財務報告に係る内部統制を整備し、その有効性を評価する。
 - ）市民社会に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
 - ）コンプライアンスの状況について、内部監査室が監査を行う。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ）取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書取扱規程に基づき適切かつ確実に記録・管理し、検索性の高い状態で保存する。
 - ）取締役は、常時その情報を閲覧できるものとする。
 - ）情報資産の重要性を認識し、情報の漏洩・紛失等を防止するため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会のもとその適切な管理を図る。
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ）リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会のもと当社グループ全体のリスクを管理する。
 - ）リスク管理委員会においてリスクを分析・評価し、リスクの合理的な管理、対応策の検討を行い、リスクを継続的に監視する。
 - ）不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備する。
 - ）リスク管理の状況については、内部監査室を通じ監査を行う。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ）取締役会は、各取締役の業務執行状況を正確に把握し、迅速かつ柔軟に経営判断できるよう原則として毎月1回以上、必要に応じ随時機動的に開催し、法令で定められた事項および経営上の重要な事項の審議や経営方針を決定するとともに、業務執行を監督する。
 - ）各取締役の業務執行については、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等の社内規則に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に行われる体制とする。
- ・株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ）当社グループ会社においても「シマセイキグループ行動基準」を共有し、コンプライアンスの推進を図る。
 - ）当社グループにおける効率的な内部統制システムを構築するため、グループ会社を主管する部門等を通じ事業運営やリスク管理等に関し、グループ会社への指導・支援を行う。
 - ）当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能および経営管理体制の強化を図る。
 - ）関係会社管理規程により、重要案件の当社への決裁・報告制度を通じたグループ会社の経営管理を行う。
 - ）当社内部監査室により、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規定の遵守状況およびリスク管理状況等に関する内部監査を実施する。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ）監査等委員会の要請により、内部監査室が監査等委員会の職務の補助を行うものとする。
 - ）監査等委員会が求めた職務に関しては、内部監査室は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮・命令を受けないものとし、監査等委員会の指示に従うものとする。
- ・監査等委員会への報告に関する体制
 - ）当社および当社グループ会社の取締役、従業員等は、当社および当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事項、法令・定款違反の行為、内部監査の実施状況、企業倫理ヘルプラインを通じた通報等について、速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
 - ）前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社および当社グループ会社の取締役、従業員等に対して報告を求めることができ、報告を求められた者は迅速に対応を行うものとする。
 - ）監査等委員会に報告を行った者はその報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする。
 - ）監査等委員は、取締役の業務執行状況等を把握するため、重要と思われる会議に出席できるものとする。
- ・監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ）監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ）監査等委員は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
 - ）監査等委員会独自で外部の専門家による監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

(整備状況)

上記の基本方針は、「シマセイキグループ行動基準」に明記しております。

その中で、常に良識ある行動に努め、反社会的勢力・団体に対しては、その行動を助長するような行為を行わないことを定めています。

そして万一反社会的勢力等との間で問題が発生した場合には、組織的に対応するとともに、早い段階で警察・弁護士等とも緊密な連携を取り、断固として対決することを規定しております。

また、平素においても総務人事部を窓口として、所轄の警察署や企業防衛連絡協議会等の外部専門機関との連携を通じ、情報収集や協力体制の構築に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示に係る社内体制)

当社では、情報開示に対する基本方針をあらわした「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページ等において公表しています。このポリシーに基づく当社グループの情報開示に係る社内体制は以下のとおりです。

1. 情報開示の担当部署

当社は、すべてのステークホルダーズに対して適時適切な開示を行うことを基本姿勢とし、社内規程(インサイダー取引防止規程およびディスクロージャー・ポリシー)に基づき、開示すべき会社情報を以下のとおり取扱います。

- ・情報管理責任者は総務人事担当取締役とし、会社情報の把握、集約を行い、情報開示の適否は各関係部署との協議を経て決定します。
- ・開示が必要な情報は総務人事部が管理し、迅速な開示を行います。

2. 情報開示に係る社内体制

当社グループにおいて内部情報が発生した際には、関係部署の責任者からの報告に基づいて情報管理責任者の指示のもと総務人事部が開示内容を作成します。

決算情報については経理財務担当取締役の指示を受け、経理財務部が取りまとめ開示内容を作成します。

3. 取引所への適時開示

情報管理責任者は、決定事実および決算情報については取締役会の決議を経たのち、遅滞なく情報開示を行います。また発生事実については発生後遅滞なく情報開示を行います。

情報開示の方法はTDnetへの登録、プレスリリース等を実施するとともに、当社ホームページにも当該情報を掲載し広く開示の主旨を徹底します。

コーポレートガバナンス体制図

